

京都府立医科大学附属図書館個人閲覧室利用細則

(目的)

第1条 この細則は、京都府立医科大学附属図書館利用規程(規程 17)の第2条第2項の規定により、京都府立医科大学附属図書館個人閲覧室(以下「個人閲覧室」という。)を利用する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の手続き)

第2条 個人閲覧室を利用しようとする者は、個人閲覧室利用許可申請書(別記様式)を附属図書館長(以下「館長」という。)に提出し、許可を受けなければならない。

(利用期間)

第3条 利用者は、6日間(休館日は含まない。)を限度に個人閲覧室を連続して利用することができる。ただし館長が必要と認めた場合は、利用を制限することができる。

(予約)

第4条 個人閲覧室の利用については、利用しようとする日の属する月の前月の1日から予約することができる。

(持込図書等)

第5条 個人閲覧室には、学術研究に必要な図書及び機器を、館長の許可を得て持ち込むことができる。

(利用方法)

第6条 個人閲覧室を利用する際は、カウンターで鍵を受け取り、利用後は、消灯等室内を原状に復し、施錠の上、鍵をカウンターに返却しなければならない。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

図書館長	事務長	担当者

個人閲覧室利用許可申請書

年 月 日

京都府立医科大学附属図書館長 様

所属又は学年

電話

利用者氏名

京都府立医科大学附属図書館利用規則及び同個人閲覧室利用細則を遵守の上、個人閲覧室を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用日時

年	月	日 ()	時から	時まで
年	月	日 ()	時から	時まで
年	月	日 ()	時から	時まで
年	月	日 ()	時から	時まで
年	月	日 ()	時から	時まで
年	月	日 ()	時から	時まで

2 利用目的

3 持込機器（いずれかに○をつける） 有 無
持込機種

4 特記事項

注意事項：会話はご遠慮ください(WEB 会議、電話含む)